

平成30年12月13日

民生常任委員会会議録

塩竈市議会事務局

塩竈市議会民生常任委員会会議録

平成30年12月13日（木曜日）午前10時開会

---

出席委員（6名）

西村勝男	委員長		
土見大介	副委員長		
浅野敏江	委員	阿部かほる	委員
菊地進	委員	小高洋	委員

---

出席議長団（2名）

香取嗣雄	議長
伊藤博章	副議長

---

欠席委員（なし）

---

説明のために出席した職員

市長	佐藤昭	副市長	内形繁夫
健康福祉部長	阿部徳和	市立病院事務部長 兼医事課長	荒井敏明
健康福祉部次長 兼社会福祉事務所長 兼生活福祉課長	小林正人	市民総務部 財政課長	末永量大
健康福祉部 子育て支援課長	小倉知美	健康福祉部 長寿社会課長	鈴木宏徳
健康福祉部 保険年金課長	志野英朗		

---

事務局出席職員氏名

事務局長	鈴木康則	事務局次長 兼議事調査係長	鈴木忠一
議事調査係主査	平山竜太	議事調査係主事	片山太郎

会議に付した事件

議案第69号 平成30年度塩竈市一般会計補正予算

議案第72号 平成30年度塩竈市介護保険事業特別会計補正予算

午前10時00分 開会

○西村委員長 ただいまから民生常任委員会を開会いたします。

本日の審査の議題は、議案第69号「平成30年度塩竈市一般会計補正予算」、議案第72号「平成30年度塩竈市介護保険事業特別会計補正予算」の2件であります。

これより議事に入ります。

議案第69号及び第72号を議題といたします。

それでは、当局の説明を求めます。佐藤市長。

○佐藤市長 おはようございます。本日民生常任委員会のご審査をいただきますことに心から感謝を申し上げます。

本日の委員会で審査をお願いいたします案件ではありますが、平成30年度塩竈市一般会計補正予算ほか1件でございます。各号議案につきましては、この後それぞれ担当課長から詳細のご説明をさせていただきますので、よろしくお聞き取りをいただき、ご賛同を賜りますようお願いを申し上げます。

私からは以上でございます。ありがとうございます。

○西村委員長 ありがとうございます。

それでは説明をお願いします。

小林生活福祉課長。

○小林健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 それでは、生活福祉課から議案第69号「平成30年度塩竈市一般会計補正予算」のうち、生活福祉課の所管分につきましてご説明いたします。

大変恐縮ですが、資料番号4の平成30年度塩竈市一般会計補正予算説明書と、資料番号5の第4回市議会定例会議案資料をご用意いたします。

まず、説明の都合上、資料番号5の議案資料の中から歳出の主な事業をご説明いたします。

資料No.5の28ページをお開き願います。

自立支援医療費（更生医療）につきまして、その内容をご説明いたします。

1の概要でございますが、自立支援医療制度につきましては、心身の障がいを除去・軽減するための医療につきまして、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度でございまして、精神通院医療、更生医療、育成医療が対象となります。今回、自立支援医療費のうち、今後、更生医療に係る利用者数の増加等が見込まれることから、増額分につきまして補正予

算を計上するものでございます。

2の更生医療の内容につきまして、(1)対象者につきましては、身体障害者福祉法に基づきまして、身体障害者手帳の交付を受けている方で、その障がいを除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる方で、18歳以上の方が対象となります。

(2)利用者の負担額につきまして、自己負担につきましては、1割の定率負担となります。定率負担が過大にならないよう、所得に応じて1カ月当たりの負担限度額を設定しております。

費用が高額な治療を長期にわたり継続しなければならない重度かつ継続の方につきましては、さらに軽減措置を実施しております。表には自己負担額を記載しておりますが、世帯における非課税、課税、所得区分により自己負担上限額が定められておまして、例として表の一番上の一番目に、重度かつ継続以外では生活保護では0円、本人年収が80万円以下の場合は2,500円、課税世帯で中間所得2の市民税23万5,000円未満の方は、各医療機関の自己負担額、負担限度額となりまして、国保の場合、本来3割のところは1割負担となりまして、かつ国保の高額療養費の限度額が限度額となります。市民税23万5,000円以上の方は、制度対象外となります。

(3)の利用者の状況につきましては、表記載のとおり、今後見込数が当初見込数を上回り、今回補正させていただいております。

3の事業費及び財源内訳といたしまして、事業費1,826万6,000円のうち、財源として国が2分の1の補助となり、障害者医療費負担金913万3,000円、県が4分の1の補助となりまして、更生医療給付費県負担金456万6,000円となり、残りが一般財源となるものです。

続きまして、29ページをお開き願います。

障害児通所給付費等につきまして、その内容をご説明いたします。1.概要ですが、身体や知的等に障がいのある児童等の福祉向上を図るため、障がい児通所相談支援等の福祉サービスを利用する方に対しまして、一部自己負担金を除きサービス利用に要する費用を支援しております。障害児通所給付費のうち、今後、放課後等デイサービス及び障がい児相談支援の福祉サービスにつきまして、利用児童者数の増加が見込まれますことから、増額分について今回補正予算を計上するものでございます。

2の福祉サービスの内容につきましては、今回補正計上する福祉サービスは、以下の2つの事業となります。(1)放課後等デイサービスにつきましては、学校に就学中の障がいのあ

る児童を対象に、授業の終了後、休日、夏休み等に支援が必要と認められる児童への生活能力の向上を図るため、必要な訓練の支援や社会との交流促進、その他必要な支援を行います。

(2) 障がい児相談支援につきましては、障がいのある児童に対しまして、障がい児通所支援等を利用する前に、障がい児心身の状況、環境、その他の事情を調査し、利用する障がい児通所支援の種類及びその内容を記載した障がい児支援利用計画を作成し、一定期間ごとにモニタリングを行う内容でございます。自己負担につきましては、一割の定率負担、定率負担が過大なものにならないように所得に応じ1カ月あたりの負担限度額を設定しており、自己負担額につきましては、以下の表のとおりとなっておりますので、後ほどご参照願います。

3の今年度の利用状況につきましては、表の記載のとおり今後見込数が当初見込数を上回り、今回補正計上させていただいております。

4の事業費及び財源内訳につきましては、事業費1,568万1,000円のうち、財源として障害児施設給付費等として国が2分の1の784万円、県が4分の1の392万円の補助となり、残りは一般財源となるものです。

続きまして、30ページをお開き願います。

東日本大震災災害義援金につきましては、その内容をご説明いたします。

1の概要でございますが、東日本大震災で被災した世帯に対しまして、宮城県災害義援金配分委員会が示された基準及び本市災害義援金配分委員会の審議結果に基づきまして、第10次の義援金受付団体分及び第9次の宮城県災害対策本部分の災害義援金を支給するものでございます。

また、あわせて災害義援金が未支給でありました被災世帯が申請したことに伴いまして、今回支給を行うものでございます。

2の配分基準及び未支給者支給額でございますが、上段の①の表は、今回決定されました義援金受付団体分と宮城県災害対策本部分でございます。支給の合計は、表一番右の列の一番下の記載のとおり984万9,000円となります。下段の②につきましては、義援金未支給者として、ことしに入りまして新たに義援金未支給者が申請を行ったもので、支給額の合計は表の一番右の列一番下に記載のとおり1,205万3,000円となります。

3の事業費及び財源内訳につきましては、事業費2,190万2,000円となり、財源としまして、その他の一般寄付金（義援金）及びふるさとしおがま復興基金繰入金となります。4. これまでの東日本大震災災害義援金配分額につきましては、これらの一覧表のとおりとなります。

一番上の例でご説明しますと、死亡・行方不明者の場合は、表の右側の列配分額合計122万5,000円、64名の方に配分されております。この表につきましては、後ほどご参照いただければと思います。

以上、補正する主な案件についてご説明いたしました。

次に補正予算の内容について、ご説明申し上げます。大変恐縮ではございますが、資料番号4の補正予算説明書をご用意いたします。資料番号4の9ページ、10ページをお開き願います。説明の都合上、歳出からご説明させていただきます。

第2款総務費第1項総務管理費第12目諸費の第23節償還金利子及び割引料の国庫補助金等返還金費678万2,000円のうち355万1,000円を増額補正するものでございます。この内容につきましては、平成29年に実施した被災者支援事業の実績確定に伴い、前年度に国の交付金を受けた交付金を返還するものでございます。

次に資料番号4の11ページ、12ページをお開き願います。第3款民生費第1項社会福祉費第8目障害者総合支援費第20節扶助費の身体障害者更生医療費として1,826万6,000円を増額補正となります。内訳としましては、先ほどご説明したとおり、今後、更生医療費に係る利用者の増加が見込まれることから、増額分について補正予算を計上するものでございます。

次に下段の第12目障害児施設給付第20節扶助費の1,568万1,000円を増額補正となります。内訳としましては、こちらも先ほどご説明しましたが、今後、利用児童者数の増加が見込まれますことから、増額分として補正予算を計上するものでございます。

放課後等デイサービスとして、1,436万3,000円、障害児相談支援として131万8,000円を増額補正するものでございます。

続きまして、下段の第4項災害救助費第1目災害救助費第20節扶助費としまして、2,190万2,000円を増額補正しております。こちらも先ほどご説明したとおり、東日本大震災災害義援金の追加配分の確定等によりまして、補正計上するものでございます。

災害見舞金37万円、東日本大震災義援金1,855万3,000円、東日本大震災災害義援金（宮城県配分）としまして297万9,000円を増額補正するものでございます。

次に、歳入についてご説明いたしますので、資料番号4の3ページ、4ページをお開き願います。

第14款国庫支出金第1項国庫負担金第1目民生費国庫負担金第1節社会福祉費負担金のうち、障害児施設給付費等1,697万3,000円を計上するものでございます。これは、今回補正いたし

ました障害者施設等施設給付費等の増額に伴いまして、国の負担割合2分の1を計上するものでございます。

次に、下段の表になります。第15款県支出金第1項県負担金第1目民生費県負担金第1節社会福祉費補助金としまして、848万6,000円を計上するものでございます。これは、先ほどと同様に障害児施設給付費等の増額に伴い、県の負担割合4分の1を計上するものでございます。

次に、下の表になります。第17款寄付金第1項寄付金第1目一般寄附金第1節一般寄付金のうち、災害救助費として2,171万7,000円を計上するものでございます。こちらも先ほどご説明したとおり、東日本大震災災害義援金を歳入分として計上するものでございます。

次に、5ページ、6ページをお開き願います。

第18款繰入金第1項基金繰入金第7目ふるさとしおがま復興基金繰入金第1節ふるさとしおがま復興基金繰入金のうち、災害救助費として18万5,000円を計上しております。これは、歳出で災害見舞金37万円の2分の1を歳入として計上したものでございます。

以上、生活福祉課からの説明は以上となります。よろしくご審査くださいますようお願いいたします。

○西村委員長 小倉子育て支援課長。

○小倉健康福祉部子育て支援課長 それでは、子育て支援課から議案第69号「平成30年度塩竈市一般会計補正予算」のうち、子育て支援課にかかわる部分をご説明いたします。

資料No.4補正予算説明書と、資料No.5定例会議案資料をご用意願います。

先に歳出の補正に係ります事業について、私立幼稚園就園奨励費事業の事業内容についてご説明いたします。恐れ入りますが、資料No.5の39ページをお開き願います。

まず、1の事業概要ですが、本市では、私立幼稚園に就園している子供の保護者に対する経済的負担の軽減と幼稚園教育の普及充実を図るため、私立幼稚園が入園料及び保育料を減免した場合、市が当該私立幼稚園に対して減免額分を補助する負担軽減措置を行っております。今年度は、市内私立幼稚園6カ所と本市に住所を有する子供が在園する市外の私立幼稚園に補助金を交付していますが、対象者見込みの増加に伴い、補正予算を計上するものです。

次に、2の入園料及び保育料の減免限度額については、ごらんのとおりですが、減免額は園児の保護者などの市民税の所得割課税額や兄弟の有無や年齢によって決まります。また、ひとり親世帯等については、階層によっては別に減免限度額を設定しております。

次に、3の減免対象者数及び補助金額についてですが、当初では減免対象者数を597人と見込んでおりましたが、実際は610人からの申請がありました。また、減免額は対象人数の増減だけではなく、その年の申請者が増員する幼稚園や兄弟の有無、保護者の所得状況等の要素でも変動します。そのため、補助金の当初予算において9,025万2,000円としていたところ、9,352万2,000円の交付を予定するものです。

次に、4の事業費及び財源内訳についてですが、事業費として327万円を増額補正しようとするものです。なお、財源内訳についてですが、国庫補助金である私立幼稚園就園奨励費として、5万9,000円の減額となります。これら補助金の補助率が基本的に3分の1となつていますが、例年国から交付額の圧縮があり、今年度も圧縮された額での内示になったため減額となります。また、県補助金である被災幼児就園奨励事業費補助金として、342万8,000円の減額となります。これは、対象となる被災児童が見込みよりも少なかったことや、保護者の所得状況などを要因として減額補正をするものです。

なお、一般財源については、今回の歳入の減額補正及び歳出の増額補正分をあわせまして、当初よりも675万7,000円ふえるものとなっております。

次に、補正予算についてご説明いたします。恐れ入りますが、資料No.4の9ページ、10ページをお開き願います。

まず、歳出予算からご説明いたします。

第2款総務費第1項総務管理費第12目諸費の第23節償還金利子及び割引料として323万1,000円を計上しております。これは、事業内訳欄に記載あります国庫補助金等返還金費の678万2,000円のうち323万1,000円を計上するものですが、平成29年度の事業で概算交付を受けていた国庫補助金及び県補助金において、事業費が確定したことに伴い、返還金が生じるため、増額補正しようとするものです。今回、返還金が生じた事業の内訳であります。まず国庫補助事業については、子ども・子育て支援交付金が103万円、子ども・子育て支援整備事業費補助金が94万3,000円、児童虐待・DV対策等総合支援事業費補助金が5,000円、施設入所措置費が19万1,000円、母子対策支援総合補助金が31万1,000円となり、国庫補助金の返還額は合計で245万3,000円となります。また、県補助事業については、子ども・子育て支援整備事業費補助金が68万3,000円、施設入所措置費が9万5,000円となり、県補助金の返還額が合計で77万8,000円となります。

続きまして、同じ資料の19ページ、20ページをお開き願います。

第10款教育費第1項教育総務費第2目事務局費の第19節負担金補助及び交付金として、327万円を計上しております。これは、先ほどご説明しました私立幼稚園就園奨励事業費であります。327万円の増額補正を使用とするものです。

それでは、次に補正予算の歳入予算についてご説明いたします。同じ資料の3ページ、4ページをお開き願います。

第14款国庫支出金第2項国庫補助金第5目教育費国庫補助金の第3節幼稚園費補助金であります。私立幼稚園就園奨励費として5万9,000円の減額補正をしようとするものです。これは、先ほどご説明いたしましたが、国の補助率が3分の1となっているところ、交付額が圧縮されたことから、減額補正をするものです。

次に、第15款県支出金第2項県補助金第7目教育費県補助金の第3節幼稚園費補助金であります。被災幼児就園奨励費事業費補助金として342万8,000円の減額補正をしようとするものです。これは、先ほどご説明いたしましたが、対象となる被災児童が見込みよりも少なかったこと、保護者の所得状況などを要因といたしまして減額補正をするものです。

子育て支援課からは以上でございます。ご審査についてよろしく願いいたします。

○西村委員長 志野保険年金課長。

○志野健康福祉部保険年金課長 続きまして、保険年金課から、平成30年度塩竈市一般会計補正予算のうち、国民年金保険料の産前産後期間の免除制度の開始についてご説明いたします。

恐れ入りますが、お手元の資料No.4の塩竈市一般会計補正算説明書並びに資料No.5番の第4回市議会定例会議案資料をご用意ください。

まず、資料No.5の27ページをお開き願います。

まず、1の概要をご説明いたします。この議案につきましては、次世代育成支援の観点から、国民年金第1号被保険者、これは主に社会保険に加入されていない自営業者の方々を対象としておるものですが、こちらの対象となる方が出産した際に、出産前後の一定期間の国民年金保険料が免除される制度が、平成31年4月から始まります。このことから、国の国民年金事務費により、国民年金第1号被保険者数のデータ管理に係る国民年金システムの一部改修を行うため、補正予算を計上するものでございます。

2の免除対象者といたしましては、国民年金第1号被保険者で、出産日が平成31年2月1日以降の方となり、出産の定義といたしましては、妊娠85日（4カ月）以上の出産及び死産や流産、早産を含む方々となります。

3の免除期間といたしましては、出産予定日または出産日が属する月の前月から4カ月間ですが、多胎妊娠、2人以上妊娠の場合ですが、この場合には出産予定日または出産日が属する月の3カ月前から6カ月間となります。

4の事業費及び財源内訳は表のとおり135万円となり、財源は全額、国の国民年金事務費となります。補正につきましては、資料番号4をご用意願います。

まず、歳出から資料番号4の11、12ページをお開きください。

一般会計第3款民生費第1項社会福祉費第2目国民年金費の第13節委託料に135万円を電算業務委託料として計上しております。この財源となります歳入につきましては、同じ資料のNo.4の3ページ、4ページをお開きください。

こちら第14款国庫支出金第3項委託金第2目民生費委託金の第1節社会福祉費委託金の国民年金事務費として同額の135万円を計上しております。需用費及び財源内訳については、以上となります。

続きまして、資料番号5の27ページに戻らせていただきます。5のスケジュールとしましては、本案をお認めいただいた場合、来年1月に業務委託契約を締結し、同じく来年4月から制度の開始と同時に受付も開始させていただくものでございます。

議案第69号「平成30年度塩竈市一般会計補正予算」のうち、国民年金保険料の産前産後期間の免除制度の開始については以上となります。よろしくご審査くださいますようお願いいたします。

○西村委員長 鈴木長寿社会福祉課長。

○鈴木健康福祉部長寿社会課長 続きまして、長寿社会課からは、議案第69号「平成30年度塩竈市一般会計補正予算」の当課所管部分と、議案第72号「平成30年度塩竈市介護保険事業特別会計補正予算」について、関連がありますので、あわせてご説明をさせていただきます。

お手元の資料番号4をご用意願います。資料番号4の補正予算説明書でございますが、49ページ、50ページをお開きをお願いいたします。

説明の都合上、介護保険事業特別会計から説明いたします。保険事業勘定の歳入歳出予算事項別明細の総括表でございます。歳入歳出それぞれ17万5,000円を増額し、補正後の額を57億7,265万1,000円とするものでございます。具体的な補正理由についてであります。同じ資料の53ページ、54ページをお開きをお願いいたします。

まず、歳出から説明をさせていただきます。

第7款諸支出金第2項繰出金第1目他会計繰出金の第28節繰出金でございますが、一般会計繰出金17万5,000円でございます。これにつきましては、平成29年度の決算額の確定に伴いまして、介護保険システムの制度改正対応改修業務委託に係る余剰金の精算としまして、一般会計に財源の変換を行うものでございます。このシステム改修業務委託でございますが、平成28年度の国の補正予算を財源としておりまして、明許繰越によりまして、平成29年度は当初341万5,000円の予算額でしたが、委託契約額が324万円と確定したため、差額の17万5,000円を今回一般会計に返還するものでございます。

次に、歳入でございます。恐れ入りますが、51ページ、52ページをお開きをお願いいたします。

第7款繰入金第2項基金繰入金第1目財政調整基金繰入金の第1節財政調整基金繰入金として補正額が17万5,000円でございます。これは、平成29年の決算の余剰金を介護保険特別会計の財政調整基金に積み立てておりましたが、今回の精算に当たりまして基金を取り崩しし、財源として繰り入れるものでございます。

次に、資料のページが戻りまして恐縮でございますが、同じ資料の5ページ、6ページをお開きをお願いいたします。

一般会計の歳入の第18款繰入金第2項特別会計繰入金第3目介護保険事業特別会計繰入金ですが、ただいま説明いたしました介護保険システムの制度改正対応改修業務委託に係る余剰金17万5,000円につきまして、介護保険事業特別会計から繰り出しして支出したものを一般会計で繰入金として受け入れるものでございます。

長寿社会課からの説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○西村委員長 ありがとうございます。

それでは、これより質疑を行います。委員のご発言をお願いします。浅野委員。

○浅野委員 おはようございます。それでは、私から資料No.5の27ページの国民年金保険料の産前産後期間の免除制度開始についてお伺いいたします。

今回、次世代育成支援の観点から、ということで、来年の4月から国民年金の主に自営業者の方が出産した場合、出産の前後の一定期間の国民年金保険料が免除されるという制度が発表されましたけれども、まず初めに、今回、国民年金であります、厚生年金はどのようになっていますでしょうか。まずその点お伺いいたします。

○西村委員長 志野保険年金課長。

○志野健康福祉部保険年金課長 今回提案させていただいておりますのは、国民年金保険料ということで、ご指摘の会社勤めとか、社会保険料の方々はどうなっているかというご質疑についてご回答させていただきます。

今ご質疑をいただいた社会保険の方々につきましては、既に平成26年の4月から産前産後の休業期間中については、保険料が免除されるという制度が始まっております。これに加えてこのたび来年4月1日以降から国民年金の加入者の方々も同様の、ほぼ同様の制度で免除制度が開始されるというような内容になっております。よろしくお願いたします。

○西村委員長 浅野委員。

○浅野委員 わかりました。それで、今回一定期間ということで、下の免除期間が書いてあるんですが、出産予定日、または出産日が属する月の前月から4カ月間と、何かちょっとわかったような、わからないようなご説明なんですけど、例えば来年の4月からこの制度が始まるとしまして、今現在既に妊娠がわかっている方が対象だと思いますけれども、そういった意味では5月に生まれる方と、それからまたその前の月の3月に生まれる方、1月に生まれる方というのは、この制度が基準日が4月1日という基準日からしてどのような変化があるのかというか、その辺ちょっと具体的にお聞かせください。

○西村委員長 志野保険年金課長。

○志野健康福祉部保険年金課長 今ご質疑をいただきましたのは、例として1月生まれ、3月生まれ、5月生まれでどのような差ができるかということになります。

まず制度といたしましては、免除期間に書いてあるとおり、前月、生まれた月の前月から4カ月間、例えば1月生まれの方は12月、1月、2月、3月で、3月の場合には2月、3月、4月、5月というようなくあい免除期間が算定されます。ただ、免除期間算定とございますが、こちらに記載のとおり、制度そのものは平成31年4月以降となりますので、算定はされますけれども、実際に免除期間としては4月以降ということになります。具体的に申し上げますと、1月生まれの方は今申し上げたとおり、12月、1月、2月、3月が免除期間とはなるんですが、制度は4月以降ですので、大変恐縮ですけれども、この1月生まれの方につきましては、免除対象とはならないということになります。3月生まれの方ですが、こちらの方は2月、3月、4月、5月が免除期間となります。2月、3月は制度発足前になりますので、これは対象外となりまして、4月、5月ということになります。5月生まれの方につきましては、生まれる前の月からですので、基本的には多胎妊娠でない限りは4カ月間満了分

ということで、4月、5月、6月、7月が免除対象、4カ月間の免除対象期間という構造になっております。よろしくお願いいたします。

○西村委員長 浅野委員。

○浅野委員 大変よくわかりました。それで、国民年金の保険料を納めている方、今現在、当然納めていらっしゃると思うんですが、こういった方たちにどのような形で免除期間を周知されるのか、また申請方式なのか。今回システム改修するという事に当たっては、既に妊娠している方というのはあらかじめ母子手帳の交付などで把握はしていると思いますが、そういった方でも自動的にそういった手続がシステム改修することによって、ご本人が何ら申請することもなく、受けられるのか。それともあらかじめご自身から出産のことで保険料の免除の申請をしなければならないのか。そのあたりの周知と、それから手続の方法を教えてください。

○西村委員長 志野保険年金課長。

○志野健康福祉部保険年金課長 まず手続に関しましては、大変申しわけありませんが自動的になるものではございませんで、この部分については基本的には申請主義ということになります。かつ、受付につきましては、4月1日以降からの受付ということとなります。

周知の方法についてでございますけれども、現段階におきましては、本市におきましては、予算を認めていただき次第になりますけれども、広報しおがま、それと塩竈市のホームページ並びにケーブルテレビで周知を図りますとともに、この事業内容そのものは国の事業でございますが、日本年金機構から保険料の納付書類をお送りする際にこの書面を同封する予定であると連絡は来ているところでございます。

加えまして、先ほど本市での3項目を申し上げましたけれども、それに加えまして、現段階におきましては、調整中でございますけれども、当然私どもの国民年金の窓口、並びに、ご指摘いただきました母子健康手帳、速やかに妊娠がわかったような場合には、速やかに交付するという事になっておりますので、こういった段階を踏まえまして、その方々に対して周知を図るという予定でございます。ただ、ご指摘のとおり、どうしても申請主義となっておりますので、この点については、ご承知おきいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○西村委員長 浅野委員。

○浅野委員 わかりました。申請主義ということで、これに気がつかなければ、なかなか免除の

対象にならないと思いますが、例えば、4月以降こういった制度があるのも知らずに、5月に出産して、それから数カ月たって気がついてという方も中にはいらっしゃるかと思うんですが、そういった場合、この免除期間のことは、既に保険料として納めている方もいらっしゃると思うんですが、そういった場合の対応策というのはどのようになっていますでしょうか。

○西村委員長 志野保険年金課長。

○志野健康福祉部保険年金課長 制度がわかっているけれども、いろいろな申請をし忘れていた場合等、保険料を既に納めてしまったという場合の対応でございますけれども、基本的には保険料を納付されている場合であっても還付措置がとれることとなりますので、事後であっても申請をいただければ、お納めいただいた分については還付されるという構造になっておることでございます。よろしく願いいたします。

○西村委員長 浅野委員。

○浅野委員 よくわかりました。このように妊婦の方に対する免除制度というのは、大変ありがたいと思います。また、自営業者ということで、なかなか人数的にはそんなに多くないかなとは思いますが、今現在では大体来年の4月1日からこの制度を利用できる方というのは、概算としてはどのぐらいというふうに見込んでいらっしゃるのでしょうか。

○西村委員長 志野保険年金課長。

○志野健康福祉部保険年金課長 対象の赤ちゃんといいますが、対象となるお母さんですけれども、その対象人数でございますが、必ずしも一致はしないんですけれども、例えば国民健康保険に加入されている方が、国民年金に加入されている方とほぼかぶる形になりますけれども、この人数を追っていきますと、平成29年度の実績ベースとしましては、国民健康保険の被保険者、赤ちゃんが生まれた場合、その赤ちゃんが国民健康保険の被保険者となった人数というのは52名、本市の場合は平成29年52名という年間報告があります。塩竈市の出生人数は現在年間約300名程度ですので、そのうち50名程度が前後がその対象になるのではないかと推測しているところでございます。よろしく願いいたします。

○西村委員長 浅野委員。

○浅野委員 大変わかりました。ぜひ速やかに周知されて、こういった方々が免除を受けられるように、各課と連携を図っていただきたいと思っています。

以上です。ありがとうございました。

○西村委員長 阿部かほる委員。

○阿部委員 それでは、質疑をさせていただきます。

資料№.5の29ページ、障害児通所給付費等についてというところで、障がい児の通所支援、障がい児相談支援等の福祉サービスを利用する場合ということで、今回出ていますけれども、放課後等デイサービスや障がい児相談支援の福祉サービスの利用児童数の増加が見込まれるということになっていますけれども、この下の3番目の今年度の利用状況に、今後見込数というのが出ているんですが、これはどのような形でこの見込み数を算出しているのでしょうか、教えてください。

○西村委員長 小林生活福祉課長。

○小林健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 こちら年度当初、月あたりの利用人数ということで算定しているところなんですけれども、当初72名としていたところが、今現在の利用者数が約80名前後ということで、今後このままでいきますと、歳出予算が不足するといった部分でありますので、今現状の把握していきながら、今後人数ということ逆算、状況を把握しながら、人数ということで見込んでおります。

○西村委員長 阿部かほる委員。

○阿部委員 ありがとうございます。それでは、次のページ、30ページの東日本大震災災害義援金ということで、本当にもう10年近くなってもこういった義援金がいただけるということで、大変ありがたく思います。その中で配分基準及び未支給者支給額ということ、②の義援金未支給者ということになっていますけれども、これはいつの時点で申請があったということなんでしょうか。教えてください。

○西村委員長 小林生活福祉課長。

○小林健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 こちらにつきましては、これまで先ほどもご説明したんですが、今回、義援金受付団体分としまして、これまで10次分まで、県災害対策本部分としまして9次分まで来ているところです。この具体的な中身につきましては、これまで義援金という制度としまして、例えば、本人が義援金対象の方が亡くなったり、そういった方々がいらっしゃいまして、もちろん通知は何回か差し上げているんですが、なかなか返信が来ないということで、具体的に戸籍等を調査しまして、まとめて未支給者分を全部洗い出しまして、相続という形になりますので、次の方、お子さんや配偶者の方等、そういった方に連絡しまして、口座等、あるいは申請を改めてしていただいて、支給したといった内容

となっております。

○西村委員長 阿部かほる委員。

○阿部委員 ありがとうございます。事務的に大変なところでございましたでしょうけれども、多くの方に届いたということで、ありがとうございます。

以上で終わります。

○西村委員長 小高委員。

○小高委員 私からも何点かお伺いをしたいと思います。ちょっと順番があちこちとするかとは思いますが、まず27ページの国民保険料の産前産後期間の免除制度の開始について。先ほど浅野委員からもさまざまご質問はあったので、ちょっと重複していたので、1点だけだったんですけども、年金の将来的な支給額との関係でどのようになるのかだけお聞きしたいと思います。

○西村委員長 志野保険年金課長。

○志野健康福祉部保険年金課長 年金支給額との関係でございますが、この免除期間分について、その分減額されるということはありませんので、免除期間中も納められていた期間として算入されておりますので、年金受給額に影響することはありません。よろしく願いいたします。

○西村委員長 小高委員。

○小高委員 ありがとうございます。納められていたことになるということで理解をいたしました。続きまして、次のページに移りまして、28ページの自立支援医療費（更生医療）について、29ページの障害児通所給付費等についてとちょっと同じような質問なのであわせてお聞きしたいと思うのですが、基本的に見込み数というのが基本的には増という傾向でこの間ずっといるということがあるかと思いますが、そのあたりのところについて、まず単純になぜふえていくのか、どういうふうにお考えになっていたのか、お聞きをしてみたいと思います。

○西村委員長 小林生活福祉課長。

○小林健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 まず、更生医療等につきましては、実は毎年ふえているというわけではなく、その年によりまして対象者の方が、例えば、手術を行う方が多かったり、あとは先ほどもご説明したんですが、1割までの差額分、結局、例えば、この中には生活保護の対象者等もおりまして、生活保護の場合は10割負担が基本的になりまして、その分の差額を出さなければならないといった部分では、1人当たり例えば150

万円とか、200万円とか結構かかたりしますので、そういった部分では今年度は対象となる手術と、あるいは給付を受ける方がちょっと多かったのかなというふうに考えております。

もう一方、障害児通所給付費等につきましては、実は年々ふえていまして、平成26年度から比べますと、ほぼ倍近くになっております。内訳、放課後等デイサービスと障がい児関係ですね。内訳を見ますと、約半分くらいが発達障がいの方が多くて、発達障がいの方が制度的に周知された、あるいは相談を受けてこういった施設があるということを親御さん等が知って通わせたい、あるいは療育したいということのご相談が多くなって、結果的にはそのような増加傾向にあるというのがこちらの障がい児のほうとなっております。

以上です。

○西村委員長 小高委員。

○小高委員 ありがとうございます。ちょっとまとめて聞くのは乱暴な聞き方だったかなと、ちょっと反省しております。

それでは、29ページ関係だったんですが、やはりこうした児童の増加に伴って施設等も今、全国的にも非常にふえているというようなこともあるかと思うのですが、そうした中で以前の議会の中でも市内の事業所に通う方、あるいは市外の事業所に通う方ということで、半々よりちょっと違うぐらいの割合だったかというふうに思うのですが、こうした利用児童の増加の見込みに伴って、施設の状況、近隣のところも含めて例えばしっかりとした受け入れ体制が整っているものなのかどうか、そのあたりのところについてちょっとお聞きをしたいと思います。

○西村委員長 小林生活福祉課長。

○小林健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 放課後等デイサービス等の施設の受け入れ体制ということでご質疑をいただきました。これにつきましては、基本的には、先ほどもご説明したんですが、その方が最初から放課後等デイサービスという形ではなく、まずご相談いただいて、その中でこちらの下の方に載っていますけれども、相談支援事業という形で、市内ですと「しお一も」という相談支援事業所があるんですが、そちらでどんなサービスを受けたいのか、どのように療育をしていく、ご希望しているのか、そういった相談を受けながら対応していくというのがまず基本なんですが、その中で放課後等デイサービスを利用したいといった場合には、市内今現在3カ所ございますけれども、以前もご答弁を差し上げたと思うんですが、今後、年度内に2カ所、来年度に向けてもう1カ所ぐらいを開設し

たいということで、倍くらいになる予定ではいるんですけども、そういった施設の中で調整していきながら、あとは親御さんがどの施設、さまざま種類がありますので、放課後等デイサービスといっても特徴がそれぞれございますので、見学していただきながらとか、そういった部分でお子さんに合うような施設等を最終的には決めていきたいというふうに考えております。

○西村委員長 小高委員。

○小高委員 ありがとうございます。私もこの間、直接さまざまな事業者の方々にもお話をお聞きしまして、例えば土日、あるいは24時間というところでやっている方もおられる中で、報酬改定等もさまざまありまして、なかなかご苦労があるようではありますが、そういった努力がなされているということも拝見させていただいてまいりました。そういった中で、例えば、小学校の放課後の過ごし方ですとか、そういった中で学童保育等の関係でさまざまあったりだとか、そういったところもいろいろ見てきたわけなんですけど、そうした中で見込み数がふえていると、先ほど発達障がいとの関係でお話ございましたが、そういったところも含めてちょっと引き続き見ていかなければいけないところだなというふうに痛感をしております。

39ページに移ってまいりたいと思います。私立幼稚園就園奨励費事業ということで、その減免対象者数の一覧を見させていただきますと、対象者のところで減免区分、所得階層とございますか、そういったところでふえた、減ったさまざまあった中で、最終的に327万円は理解をしたわけなんですけど、先ほどご説明を頂戴しました国の補助金のところで一定の減額があったと、圧縮率の関係だということでは、そこについては非常にさまざま思うところはあるわけなんですけど、とりあえず理解はしたと。それで、県の関係につきまして、対象となる被災児童の減ということでの減額ということであったのですが、その対象となる被災児童の定義がもしおわかりになれば、お聞きをしたいと思います。

○西村委員長 小倉子育て支援課長。

○小倉健康福祉部子育て支援課長 対象になる児童の基準ですけども、東日本大震災のときに一部損壊以上の被害に遭った家屋をお持ちのご家庭ということになります。

以上です。

○西村委員長 小高委員。

○小高委員 震災のときに一部損壊以上のご家庭の児童が少なくなったということで、その部分で県の補助金が減るとするのは、制度の立て付け上で見たときに、この私立幼稚園就園奨

励費事業全部に係るものではないという考え方なんですかね。

○西村委員長 小倉子育て支援課長。

○小倉健康福祉部子育て支援課長 私立幼稚園就園奨励費自体の受給対象者としては、610名ほどになります。その中に被災児童が含まれておりまして、その部分が当初見込みよりも対象となる児童が減ったということで、受ける補助金も減ったということになります。

○西村委員長 小高委員。

○小高委員 何となくわかったような、わかりました。それで、あと予算との関係で見ておったんですが、歳出の関係ではちょっとわかったんですけども、歳入の関係で例えば国庫支出金、資料No.4、3ページ、4ページのところになりますが、国庫支出金で5万9,000円の減と、県支出金の関係で減というところはわかったんですが、財源内訳のところでは総括質疑でもご答弁いただいていたかと思うんですけども、一般財源、基本的には対象見込みの増加に伴って補正予算計上ということで、減になった分の上がる目も含めて一般財源で675万74円というところになっておったかと思うんですが、この675万74円というのがどのあたりにあるのか、私の理解不足かも知れませんが、お聞きをしたいと思います。

○西村委員長 小倉子育て支援課長。

○小倉健康福祉部子育て支援課長 今回、歳入部分で減額補正しております5万9,000円、それから県の減額分342万8,000円、そして事業費として歳出を組み……、

○西村委員長 末永財政課長。

○末永財政課長 済みません、一般財源について、私から回答させていただきます。

今回、国庫補助金と県補助金が減になったことによりまして、財源としての所要一般財源がふえたということになります。その一般財源については、今回の補正の全体的な話になりますので、結論から言うと、5ページ、6ページの下の方の第19款の繰越金3億9,200万円、ここの中で賄われているというのが正確な内容になります。

以上でございます。

○西村委員長 阿部健康福祉部長。

○阿部健康福祉部長 この幼稚園の就労奨励金なんですけれども、通常、福祉予算、第3款民生費なんですけど、これは教育費に入っておりまして、具体的には19ページ、20ページの第10款教育費ということになっております。

以上でございます。

○西村委員長 小高委員。

○小高委員 わかりました。歳出の関係では一定整理はしておったんですが、歳入の関係でどこに入るのかなということで、お聞きをした次第であります。

あと、資料No.5の関係ではなかったんですが、約678万円の国庫補助金等返還金費の中で幾つかの事業で事業清算に伴って返還をするということで先ほど歳入歳出の関係でご説明を頂戴しておったと思うんですが、簡単に結構なんですけれども、どういった事業がどういったことで今回減額となるのか、本当に簡単に結構ですので、お聞きをしたいと思います。

○西村委員長 小林生活福祉課長。

○小林健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 済みません、まずこちらの金額の中、355万1,000円が国庫補助金等返還金ということで行っています。具体的にはその事業の中身なんですけど、被災者支援総合事業の中の返還金ということで、例えば、浦戸のいきいきふれあいサロン「元気塾」事業では24万4,000円、災害公営住宅地域の絆及び健康づくりサポート事業としては、返還金が61万9,000円、こちらのほうが非常勤、中に全体的には非常勤の雇用の人件費がちょっと減になったといった内容です。あとは、脳と身体健康づくり事業としまして115万2,000円、避難行動要支援者台帳整備委託事業として9万7,000円、あとは仮設住宅緊急通報システム事業として21万4,000円、あとは被災者生活再建支援事業の中身で相談事業等行っているんですが、こちらのほうで122万5,000円といった内容で、合わせまして355万1,000円といった減額の内容となっております。

○西村委員長 小倉子育て支援課長。

○小倉健康福祉部子育て支援課長 子育て支援課分としましては、国庫補助金については、子ども・子育て支援交付金が103万円、こちらは事業の内容としまして延長保育事業ですとか、放課後児童健全育成事業、入院時家庭全戸訪問事業など、7つの事業になります。それから、子ども・子育て支援整備事業費補助金、こちらが94万3,000円になります。こちらは月見ヶ丘小学校で仲良しクラブの修繕をした部分についての補助金になります。それから、児童虐待・DV対策等総合支援事業費、こちらは児童虐待防止対策の事業になります。それから、施設入所措置費、こちらは19万1,000円で、助産施設に入所している方への支弁部分になります。それから、母子対策支援総合補助金、こちらが31万1,000円で、自立支援教育訓練給付金事業、高等職業訓練促進給付金等事業、ひとり親のご家庭に対する学習支援に対する事業、こちらの事業になります。また、県補助金につきましては、子ども・子育て支援交付金、こ

ちらに68万3,000円、先ほどの国庫補助と同じ内容になります。それから、施設の入所措置費として9万5,000円、助産施設に入所している方への支弁という内容になります。

以上です。

○西村委員長 小高委員。

○小高委員 ありがとうございます。詳細については、また個別に後ほどお聞きをしたいというふうに思います。

27ページに戻っていただいて、先ほど制度の仕組みの関係で4月1日から始まるということで、ただ対象者が2月1日以降の方ですよということで、例えばじゃあ2月1日に生まれた方についてどうかということだったんですが、前の月1カ月から4カ月ということで、例えば2月1日の方、あと1、2、3、4ということになってくるかと思うんですが、その際に免除となるのは4月だけという考え方でよろしいでしょうか。

○西村委員長 志野保険年金課長。

○志野健康福祉部保険年金課長 今小高委員ご指摘のとおり1カ月分だけ免除ということになります。よろしく願いいたします。

○西村委員長 菊地委員。

○菊地委員 おはようございます。29ページの障害児通所関係で、教えていただきたいんですが、今年度の利用状況となっていて、この①の放課後等デイサービスが81名と、そしてその下が障がい児童の相談支援というのが39名というのはわかるんですが、その81名の今後見込数というのが私どうしてもわからないのが、教育委員会が出された障がい者の児童関係の数量が76人なので、合計ね、だからそれが何でふえていくのか、その辺がちょっとどこを基準にして障がい者の児童さんを、どこを基準にしてこういう数字が出てくるのか、ちょっとなかなか理解できない、どういうふうに考えればいいのか、教えてください。

○西村委員長 小林生活福祉課長。

○小林健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 こちら81名の実態としては正確に言いますと、大体90名くらいの方が登録ですけれども、実際利用している方ということで、80名前後の方が今現在利用しています。そちらの先ほど言った差ですけれども、数字の差なんですけど、基本的に放課後等デイサービスの対象者ということであるんですけれども、決して対象者は手帳を持っているから通えるというわけではなく、例えば発達障がいの方の親御さんとか、特に手帳をとらなくてもいいので、こちらの放課後等デイサービス利用させたいと

いう方とか、そういった方々も結構多くいらっしゃる、そういった部分では実際手帳を持っている方、あるいは障がいと言われている、表に数字として出ている方とちょっと差が出るという部分です。ですので、そういった部分では手帳を持っていない方も放課後等デイサービス等利用できますので、相談受付して、その中で面接した中で手帳は要らないけれども、こちらのサービスを利用したい方に利用していただいているといったことで、その差が生まれてしまっていると考えております。

以上です。

○西村委員長 菊地委員。

○菊地委員 何となく発達障がいのお子さんの関係でふえているんだというけれども、でもじゃあその発達障がいは、障害者手帳を持っていないからというのも私もちょっと理解できない面があるんですけれども、その発達障がいを認定するのは誰が認定するんですかという、そもそもなんですが。

○西村委員長 小林生活福祉課長。

○小林健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 発達障がいといっても、発達障がいという確定というわけではなく、発達障がいを疑われる方も一応対象ということになっていきますので、そういった部分でやはり一番最初、市の窓口に来まして、保健師等が面接を行ったり、あるいは相談支援事業所等と家族の方を含めて面談して、その中で本人と面談しながら、最終的には療育必要だというようにうちのほうの最終的には判断ということになると思うんですが、そういった形で申請を受け付けて、その中で必要な事業の中に放課後等デイサービスがあれば、その対象者というようになりますので、最終的には市の保健師等も含めてトータル的に判断していくといった内容となります。

○西村委員長 菊地委員。

○菊地委員 今回、こういった制度の拡大的に考えるというのはいいことなんだけれども、どうせだったらそういった私の読んだ限りでは、発達障がい云々なんてのは一切書いていないから、これを見ると障がい者、障がいの児童とかと、もしあれだったらもっときめ細かな説明があればいいかなというふうに、学校から出された資料を見ると、児童は小学生は51名が特別支援とか障がいを持っている方だよと認定されているわけだっちゃん。それが生活福祉課に行くと、ぱっとふえたものだから、どこでそういう差が出るのかなと思いましたので、教育に関するものだからちゃんと子供のことをしてほしいなと思います。よろしくをお願いします。

あと、もう1点なんですけど、39ページの私立幼稚園の件、先ほど来小高委員が質疑されていたんですが、なかなか資料No.4の10ページあたりで、先ほどのようやく聞き取れたんですが、延長保育関係が103万円ですよとか、いろいろ母子対策で31万円だ何だとなっていますけれども、早口でちょっと全然最初の説明でわからなかったの、そういった数字がもしわかっているのであれば、この39ページあたりにその辺を、資料がうんとふえるから難しいのかわからないけれども、その辺をちょっと書いておいてもらおうと、「ああ、これはこうなんだ」とすぐわかるし、理解もしやすいのではないかなと思うので、そういった方向で今度言葉で「ばあつ」と、言われてもなかなか、照らし合わせるかなと思ってもその数字がなかなか出てこない。2回聞いてようやく、メモをちゃんととってその説明を聞いて理解するわけなんですけど、細々した説明は要らないんだというのではなく、ちゃんと審査してもらって、そして賛同を得られるのであればそういった資料の書き方も必要じゃないかなと思いますので、よろしくお願ひします。

○西村委員長 阿部健康福祉部長。

○阿部健康福祉部長 今菊地委員からご指摘のありましたように、資料の調製につきましては、今後留意してまいりたいと思います。ありがとうございます。

○西村委員長 菊地委員。

○菊地委員 よろしくお願ひします。せつかく出されてきて、ここの資料に書いていないことを「ばあつ」と説明されても、どういうふうに判断したらいいのかななんて悩みますので、今後阿部部長が配慮していただけるということなので、これで終わります。あとは、先ほど小高委員が聞きたいこと、私も聞きたいことを聞いていたので、これで終わります。ありがとうございます。

○西村委員長 土見委員。

○土見委員 大体ほかの委員から質疑をしていただいたので、理解はしたところなんですけれども、私からは資料No.5の29ページ、障害児通所給付費等について、何点かご質疑をさせていただきたいと思います。

障がい、利用する児童数の増加が見込まれるということで、先ほどご説明にもあったように、親なり、社会の理解というのが進んで、給付費なり、サービスを利用する人がふえているという話があったんですけれども、多分、今後もしばらくは増加するのかなということで考えております。その中で、今後受け入れのサービスをする側としての体制などについてもどう

なるのかなというところがあったので、質疑をさせていただきたいというふうに思います。

まず、最初に制度の話なんですけれども、放課後等デイサービス、もしくは障がい児童相談支援を受ける際には、受ける児童は皆最初に必ず障がい児支援利用計画というものを作成することになっているのでしょうか。

○西村委員長 小林生活福祉課長。

○小林健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 全くそのとおりでございまして、まず最初、一般的には市役所の窓口に来ていただいて、最終的に必要だと、ある程度保健師と相談していきながら、必要だということであれば、相談支援事業所に、うちのほうでというところとあれですけれども、そちらと計画をつくるという流れになるということです。

○西村委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。実際に状況の把握をさせていただきたいんですけれども、この計画を今までにつくった児童というか、親御さん、保護者というかわからないんですけれども、計画をつくられた方の人数と、つくりに来られた児童の年齢と、あとは親御さんとしてどういうきっかけで作成に来られているのかというところをお聞かせ願えればと思います。

○西村委員長 小林生活福祉課長。

○小林健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 済みません、年齢につきましては、ちょっと今手元に資料ありませんので、ただ少なくとも18歳未満ということで、放課後等デイサービスは就学ということなので、基本的には18歳未満、あと場合によっては20歳まで可能という例なんかもあるんですけれども、基本的に年齢以下だということになります。具体的にどのように進めている現状なのかということでは、先ほどもご説明したとおり、親御さんが発達障がい、発達障がいだけではないんですが、先ほどもご説明したんですが、放課後等デイサービスを利用している方の約半分は確かに発達障がいなんですけれども、身体というところとあれですけれども、車椅子の方とかそういった方等もいらっしゃいますので、結構重度の方もいらっしゃいますので、約半分くらいが発達障がい以外の部分というふうに考えていただければと思うんですけれども、まず一度ご相談していただいて、その後家庭で見ていただく方もいらっしゃいますし、こちらに書いているとおり、就学中なので、放課後に例えば療育したいので、療育というところとあれですけれども、今後社会勉強させるために少し通わせて社会との交流をさせていきたい、あるいは他人との、ご家庭にいますと1人でいるとか、そ

ういった方が多いですので、ほかの人との交流を行いたいといった方々に対しまして、ご相談いただいて計画を、という形の流れになろうかと思えます。

○西村委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。今後さらに理解が深まっていく中で、なるべく早い段階で多分対処というのもするのが望ましいという話は一般に言われていることだと思うんですけども、親御さんとしても早い段階で申請とか相談に来る方がふえるんじゃないかなということを考えていたので、質疑をさせていただきました。

今回、放課後等デイサービスが72名から81名、障がい児相談支援が31名から39名ということで、4分の1近く障がい児相談支援はふえているということなんですけれども、この増加というのは、登録者の登録児童数がふえているのか、それとも登録した児童の利用回数がふえているのか、どちらの傾向なのでしょう。

○西村委員長 小林生活福祉課長。

○小林健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 結論を言いますと、両方ともということになります。この人数の差なんですけど、基本的に放課後等デイサービス、月ごとのニーズになるんですけど、例えば毎月利用している方が平均で81名見込まれます。ただ、一方では相談支援につきましては、計画ということで半年あるいは1年ごとに、先ほどもご説明したんですが、そのごとに作成してつくっていきますので、ですから毎月つくるわけではありませんので、そういった部分の差だということでご理解いただければと思います。

○西村委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。計画作成して、その後一定期間ごとにモニタリングということなんだと思うんですけども、モニタリングというのはそれこそ計画作成の初期とか、集中期間というのは毎月なり3カ月に1回なりという頻度をよく多分モニタリングというのはしていくというようにお伺いしております。その後は、半年なり1年後という話なんですけれども、これだけふえると登録し始めというのはモニタリングする側の負担というのは結構大きくなってくるのかなというように考えておまして、これだけの増になると大変なのかなと思っているんですけども、モニタリングというのは実際誰がされるんですか。

○西村委員長 小林生活福祉課長。

○小林健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 こちらの29ページの(2)のところに書いているんですけども、委託支援事業所でまず計画を立てます。その後、そちらの事

業所が計画に基づいてモニタリングするという計画、例えば3カ月後にするというのであれば、事業所が行くような形になります。

○西村委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。そうですね、聞きたいことは大体聞きましたので、ありがとうございます。理解しました。

以上です。

○西村委員長 ほかにご発言はありませんか。（「なし」の声あり）

なければ暫時休憩いたします。

午前11時15分 休憩

---

午前11時15分 再開

○西村委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかにご発言はありませんか。（「なし」の声あり）

なければ質疑はこれにて終了いたします。

続いて討論を行います。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第69号及び第72号については、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○西村委員長 挙手全員であります。

よって議案第69号及び第72号については、原案のとおり可決されました。

以上で本委員会を終了いたします。

午前11時16分 閉会

---

塩竈市議会委員会条例第29条第1項の規定によりここに署名する。

民生常任委員会委員長 西村勝男